豊田市特定子ども・子育て支援施設等指導監督基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指導  基準 | 調査内容 | 指導事項 | 根拠法令 |
| １　教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供記録 | 特定子ども・子育て支援提供者（法第３０条の１１第３項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第１項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。 | a当該事項の記録簿が整備されているか。  ＜例＞  ・保育の記録  ・保育業務日誌  ・登降園記録 | 運営基準第５４条 |
| ２　利用料及び特定費用の額の受領 | （１）特定子ども・子育て支援を提供したときは、法第３０条の５第３項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「保護者」という。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第２８条の１６に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けているか。 | a利用料が明記された契約書等が交付されているか。  ｂ契約書等の内容に基づいた利用料を受け取っているか。（領収書、通帳のコピー等） | 運営基準第５５条第１項 |
| （２）特定費用（日用品費、行事参加費、給食費、通園送迎費など）の額の支払を保護者から受ける場合において、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。 | a保護者と契約を交わす際に、利用申込書、利用契約書、重要事項説明書、入園のしおり等で、特定費用の使途、額、理由について説明しているか。  ｂ特定費用について、保護者に同意を得ているか。 | 運営基準第５５条第２項 |
| （３）保護者から利用料の支払を受ける際、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けているか。（※法定代理受領を行っている私学助成幼稚園のみ） | ａ保護者との契約により定められた利用料から、施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 | 運営基準第５５条第１項、運営基準第５７条による読替 |
| ３　領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付 | （１）利用料及び特定費用の支払を受ける際、当該支払をした保護者に対し、領収証を交付しているか。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しているか。ただし、特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。（※法定代理受領を行っている私学助成幼稚園以外） | ａ利用料及び特定費用の支払を受ける際、保護者に領収証を交付しているか。  ｂ領収証には利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しているか。 | 運営基準第５６条第１項 |
| （２）利用料及び特定費用の支払を受ける際、当該支払をした保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。（※法定代理受領を行っている私学助成幼稚園以外） | ａ利用料及び特定費用の支払を受ける際、保護者に提供証明書を交付しているか。  ｂ特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項が記載されているか。 | 運営基準第５６条第２項 |
| （３）利用料及び特定費用の支払を受ける際、当該支払をした保護者に対し、領収証を交付しているか。この場合において、当該領収証は、利用料の額から法定代理受領により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しているか。ただし、特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。（※法定代理受領を行っている私学助成幼稚園のみ） | ａ利用料及び特定費用の支払を受ける際、保護者に領収証を交付しているか。  ｂ領収証には利用料の額から法定代理受領により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しているか。 | 運営基準第５６条第１項、運営基準第５７条による読替 |
| ４　施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知 | 保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しているか。 | ａ保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | 運営基準第５８条 |
| ５　施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則 | 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしていないか。 | ａ国籍等を理由に入園や利用を制限していないか。  ｂ国籍等を理由に行事に参加させないなど、提供内容を変える取扱いをしていないか。 | 運営基準第５９条 |
| ６　秘密保持等 | （１）特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | ａ職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た児童又は家族の秘密を漏らしていないか。 | 運営基準第６０条第１項 |
| （２）特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | ａ就業規則や運営規程等に秘密保持に関する規定を設けたり、職員から個人情報に関する誓約書を徴収したりするなどの措置を講じているか。  ｂ業務上知り得た情報の取扱いに不適切な点はないか。  ｃ個人情報の守秘義務について、職員への周知は行っているか。 | 運営基準第６０条第２項 |
| （３）特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る保護者の同意を得ているか。 | ａ小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ているか。 | 運営基準第６０条第３項 |
| ７　記録の整備 | （１）職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | ａ職員に関する記録を整備しているか。  ・労働者名簿  ・資格証明書  ・労働契約書等の労働条件を明示した書類  ・出退勤の時間が分かる書類（出勤簿、シフト表等）  ・賃金台帳  ・正規の手続を経て整備された就業規則、給与規程、その他規程  ・社会保険加入関係書類  ・健康診断実施結果  ・研修記録  ｂ設備に関する記録を整備しているか。  ・認可申請書類、届出関係書類  ・防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されているかが分かる書類（消防計画、消防設備点検記録、非常災害対策計画、避難訓練実施記録、防犯対策計画等）  ・施設、設備、備品等が児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることが分かる書類（衛生管理点検記録、安全管理点検記録等）  ｃ会計に関する記録を整備しているか。  ・適正な会計処理のための必要事項について定められた経理規程  ・各会計年度に作成すべき計算書類（収支計算書、決算書等）  ・施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿 | 運営基準第６１条第１項 |
| （２）特定子ども・子育て支援提供者は、基準第５４条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び基準第５８条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から５年保存しているか。 | ａ特定子ども・子育て支援の提供の記録及び施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知に係る記録を整備し、５年間保存しているか。 | 運営基準第６１条第２項 |